

国民健康保険運営協議会の関係法令等

○国民健康保険法(昭和三十三年十二月二十七日)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

(平二七法三一・全改)

○国民健康保険法施行令(昭和三十三年十二月二十七日)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(平二九政二五八・全改)

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二九政二五八・一部改正)

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第六条 削除

(平二二政一四〇)

○松本市国民健康保険条例

昭和 34 年 7 月 17 日
条例第 24 号

第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6 人
- (3) 公益を代表する委員 6 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

○松本市国民健康保険運営協議会規則

昭和 34 年 9 月 30 日
規則第 19 号

第 1 条 この規則は、松本市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 24 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、松本市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について法令に定めのあるもののほか必要な事柄を定める。

第 2 条 協議会の委員は、条例第 2 条の定める区分により、市長が委嘱する。

第 3 条 会長が辞職しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

2 委員を辞職しようとするときは、会長を経由して市長に文書をもって届け出なければならない。

第 4 条 会議は、会長が必要と認める場合に招集する。

2 会長は、会議を整理し、会議の議長となる。

第 5 条 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議に出席することのできない委員は、あらかじめ口頭又は文書をもって会長にその旨届け出なければならない。

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第 7 条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項の規定による審議を行う場合、委員は書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、第 5 条第 1 項及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 8 条 会長は、会議録の写しを添えて、会議の経過を市長に報告しなければならない。

第 9 条 この規則のほか、必要な事項は協議会で定める。

附 則

1 この規則は、昭和 34 年 10 月 1 日から施行する。

2 松本市国民健康保険運営協議会規程(昭和 29 年規程第 8 号)は、廃止する。

附 則(令和 3 年 3 月 12 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。